

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の 管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案骨子

1. 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

(1) 管理経営基本計画等の見直し

- ① 農林水産大臣が定める「管理経営基本計画」及び森林管理局長が定める「地域管理経営計画」の計画事項に、「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項」を追加する。
- ② 管理経営基本計画等は、森林における生物多様性の保全、国民の需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保その他国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進に配慮して定めるものとする。
- ③ 森林管理局長は、国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進のため必要と認めるときは、地方公共団体の長に必要な協力を要請できるものとする。

(2) 分収林制度の見直し

国以外の者と国有林野の育林等の費用を分担し、将来収益を分配する仕組みである分収造林契約及び分収育林契約の存続期間（80年及び60年）について、公益的機能の維持増進を図るため長伐期施業を行うことが適当と農林水産大臣が認めるときは、それぞれ、一回ごとに80年又は60年を超えない範囲で延長できるものとする。

(3) 共用林野制度の見直し

地域住民に国有林野の使用を認める共用林野制度について、バイオマスエネルギー利用を推進するため、エネルギー源として共同の利用に供するための林産物の採取ができるようにする。

2. 森林法の一部改正

(1) 森林管理局長は、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため必要と認めるときは、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の森林所有者等と協定（公益的機能維持増進協定）を締結して、当該協定に係る森林の整備及び保全を行うことができるものとする。

(2) 協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならないものとする。

- ① 国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものであること。
- ② 民有林の有する公益的機能の維持増進に寄与するものであること。
- ③ 森林の利用を不当に制限するものでないこと。
- ④ 協定区域内又は協定区域に近接する民有林において都道府県が行う治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。
- ⑤ 協定の有効期間、協定に違反した場合の措置等の協定記載事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

(3) 協定は、協定締結の公告後に当該協定の対象である民有林の森林所有者等となった者に対してもその効力があるものとする。

また、協定に基づいて森林所有者等が行う立木の伐採について、市町村長への届出を不要とする。

(4) 協定案の公告・縦覧その他協定の締結手続について定める。

3. 特別会計に関する法律の一部改正

(1) 国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業は一般会計において実施する。

(2) 現行特別会計の既存債務については、林産物収入等で返済し、新たな国民負担は生じさせないこととし、その処理を経理するための暫定的な特別会計を設置する。

4. 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正

国有林野事業が国営企業でなくなることから、国有林野事業職員について、労働関係に関する特例を廃止する。

5. 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法及び国有林野事業の改革のための特別措置法の廃止

4と同様に、国有林野事業職員について、給与等に関する特例を廃止するとともに、国有林野事業特別会計の廃止に伴い、国有林野事業の改革のための特別措置法を廃止する。ただし、債務の償還期限及び国会報告に係る規定については、なお効力を有するものとする。

6. その他の法律の改正

その他関係法律について所要の改正を行う。

7. 施行期日等

(1) この法律は、平成25年4月1日から施行する。ただし、1(1)の管理経営計画に関する事項については、公布の日から施行する。

(2) 農林水産大臣は平成24年12月31日までに、森林管理局長は平成25年3月31日までに、現行の管理経営基本計画及び地域管理経営計画を変更するものとする。